



健康的な天然木材の床

# フローリング・ニュース

発行所: 一般社団法人日本フローリング工業会  
編集責任者: 広報法務委員長 石本勝範

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル 6F  
TEL 03-3868-0971 FAX 03-3868-0972 <http://www.j-flooring.jp/>

## 消費庁の中間報告で維持管理の重要性を強調

### 体育館の床から剥離した床板（フローリング）による負傷事故について

消費者庁は体育館の床から剥離した床板（フローリング）による負傷事故について、事故の要因を調査し再発防止策を示すため、平成27年9月に原因調査を開始し、平成28年9月末に1年間の調査結果を取り纏め、中間報告として公表した。

消費者庁は、10体育館の事故事例を調査するとともに、（一社）日本フローリング工業会等の関係団体からもヒヤリングを行い、当工業会発行のフローリング張り標準仕様書などの施工方法や維持管理について解説している。

特に、維持管理については、

「維持管理において、硬く絞らないままの濡れ雑巾やモップ等で拭くことにより、木製床に水分が持ち込まれ、過度な吸湿とその後乾燥が繰り返され、床板の寸法変化、ひいては割れ等の原因となっている可能性があると考えられる。」

「適切に維持管理されずに放置された床の不具合がきっかけとなって、事故へと繋がった可能性があると考えられる。」

と分析し、その重要性を強調する内容になっており、最終報告における再発防止策の提言が注目される。



## 施工流通部会からの報告

### 1. 施工流通部会総会

①平成28年9月29日  
札幌の京王プラザホテル  
37名参加

#### ②森部会長挨拶

会員が現場の問題などで困っていることや業界の諸問題に積極的に取り組む。例えば、法定福利未加入の問題、作業責任者の適正配置の問題に取り組んでいく。

#### ③総会での部会報告

部会長として消費者庁のヒヤリングへの参加や平成28年7月から法定福利未加入問題等を会員向けに情報発信していることを報告。

#### ④生産部会、各委員会、各支部報告

生産部会からは、中部及び関東地区のPR活動の、各委員会からは合同PRのあり方、JAS改正に向けた準備状況などの報告のほか、各支部からは厳しい需給情報の報告があった。

#### ⑤特別講演

あとりえ美遊の佐野代表による「色の取り扱い方」の講演



### 2. 会員向け情報発信

部会長が会員向けに建設通信新聞等を活用して、法定福利未加入問題、適正な施工確保のための技術者の職務明確化等有効な情報を編集し12月1日現在6回発信



## 建設業の社会保険未加入対策問題

建設業の所管官庁である国土交通省は、2017年には、社会保険100%加入を目指す。

2011年の政府調査では、建設業界の労働者の43%が保険未加入状態で、このまま放置すると、人材が建設業界に集まりにくくなる。

現時点でも建設業許可申請時に保険加入を求められ、施工体制台帳に加入状況を記載する方式がとられている。今後、社会保険等未加入企業には、元請企業に対して建設業許可部局から指導が行われ、最終的には建設業法の監督処分もあり得る。また、経営事項審査において、保険未加入の場合の減点幅拡大のほか、企業評価が下がることや、建設業許可が取れないといった可能性もあり得る。

一方で、事業派遣を行う下請け業者に関しては罰則を嫌う元請の受け入れが厳しくなり、現場への入場制限で、職人の手配が難しくなる影響も懸念される。さらに、適切に保険料を負担している業者が不利益を受けるため、対策が求められている。

そのため、この問題は、現在は、木造建築を手掛ける工務店や床施工業者でも高い関心事となっている。ゼネコンや大手建設業者に対し木材事業者がいわば職人のコーディネートを図るようになってきている。現段階では、一人親方の職人や大工をあっせんできるものの、今後については、建設業の社会保険加入が必須となる。この分をコーディネーターの役割を果たす事業者が負担し、社員として受け入れたり、社会保険に加入できる企業体を代わりに作るなどの対策を検討する企業も出てきている。

## 合法伐採木材流通利用促進法の運用説明会を開催

平成28年11月21日(月)に林野庁の内田専門官を講師として開催

### — 新法の対象はフローリング施工業者も含む —

- 1. 法律の対象となる事業者**  
木材を取り扱う事業者は、木材輸入業者、フローリング施工業者、フローリング製造業者、ゼネコン等、木材関連事業者として全て対象になる。
- 2. 対象となる木材の範囲**  
基本的にはグリーン購入法の対象物品とする予定。
- 3. 合法性の判断**  
木材関連事業者が書類で確認を行う。  
国産材：伐採届等の書類  
輸入材：当該国の法規制に沿った書類
- 4. 合法性の確認ができない木材の販売**  
当面、合法木材と分別することで、販売可能とする
- 5. 登録木材関連事業者について**  
取り扱う全ての木材について、合法伐採木材であるとする経営上の仕組みを導入したうえで、木材関連事業者が登録機関に登録する
- 6. 登録の主な条件**
  - ・合法性の手段をどうやって行っているか
  - ・合法性が確認できなかった木材の分別管理をどうしているか
  - ・合法伐採木材の売買時に必要書類を的確に添付しているか
- 7. 登録木材関連事業者の単位**  
事業者単位、事業者の事業所、部門単位を選択できるようにする方向。
- 8. 法律の施行時期**  
平成29年5月20日、実際の運用開始は夏以降の見込み。

## 理事会報告

平成28年7月12日(火)

### 7月理事会開催される

#### 3支部共通の合同PR課題とすることなどを了承

平成28年度の合同PRのあり方を考える合同PR検討委員会は、3支部共通のPR課題、訪問結果取りまとめ表等とすることを決定し報告、生産部会は、5月18日の中部支部との合同PRの結果として教育委員会、施設担当者にメンテナンスの重要性を伝えることが大事などを報告、施工流通部会は、9月29日に札幌で同部会総会を開催することを報告、JAS改正準備委員会は、次回のJAS改正に向けて工業会の意見集約に取り組んだことを報告し、それぞれ了承されました。

また、事務局からは、2020年の東京オリンピック関連施設の木材調達基準で合法木材も条件付きで対象になること、平成28年5月20日に合法伐採木材流通利用促進法が発行し、今後1年かけて運用方法の検討を林野庁などが行うこと等を報告しました。

平成28年12月6日(火)

### 12月理事会開催される

#### 生産部会と各支部の合同PRのテーマを事前に広報法務委員会で検討

**会長挨拶**：「東日本大震災の復興工事、熊本地震の復興工事等に伴い職人や木材需要の地域集中が起こっており、これにフローリング業界は適切に対応する必要があります。」

また、今後を展望すれば2030年に住宅着工量が50万戸になるという予測もあり、住宅、マンションの安心安全なフローリング供給と施工に加えて、非住宅分野に合法木材を使用した木質フローリングの需要喚起が特に重要となっており、来年の重点的な活動課題として取り組みます。」

**会議内容**：全国の5支部の情勢報告では、支部によって需要動向に差があり、近畿・中国・四国、九州支部では需要があって忙しい地域もある一方で、北海道・東北、関東、中部支部では全体的に需要が厳しいとの報告があった。

また、平成29年度の工業会の執行体制を議論する検討委員会を平成29年2月17日に開催することになった。

## 北海道・東北支部だより

佐藤仁明 北海道・東北支部（矢島木材乾燥株式会社）

北海道・東北支部長を仰せつかってから5年が経ちました。わずか5年なのか、もう5年なのか。。。この間に当支部会員数は2社減少し、今は9社となってしまいました。地域的にも北海道・東北は日本の中でも少子高齢化が加速的に進み、事業を存続しようにも後継者や働き手がなく、廃業せざるを得ない企業が多くなっているのが現実です。特に秋田はこれらどれをとっても日本一という不名誉な県で、現在100万の人口は24年後に70万人、うち65歳以上の人口は43.8%（全国平均36.1%）の31万人と予測されています。このような状況を打破するため国や自治体が総力を挙げて取り組もうしているのが、先人の優れた技術を生かしながらの日本の新たな「ものづくり」を国内外に売りこもうとすることです。もちろん、木材に関しても同様ですがこれをどうやって売るか？です。

ちょっと話は飛びますが、11月8日にあったアメリカ大統領選挙の結果は、大方の予想を反しトランプ氏が次期大統領に選ばれました。その勝因はというと、ツイッターなどをうまく活用した「ソーシャルメディア」だと言われています。今やインターネットを利用すれば世界中の情報を瞬時に得ることが出来ます。物の売買も2020年には「アマゾン」や「楽天」などのインターネット通販の市場は個人消費者向けの「B to C」と企業間同士の「B to B」を合わせれば個人消費の20%にも当たり、その金額は60兆円にもなると予測されているようです。図らずも今後の販売戦略の一つとして、メーカーが多い北海・東北支部会員としては、このような時代に遅れることがないようにしなければいけません。

### ひとこと

中島敏史・東北北海道支部（株式会社テーオー小笠原）

#### 博多駅前の道路陥没事故（11月8日）にからんで

折しも当日午後は、静岡市にてフローリング工業会生産部会総会を予定して。会場に集まったメンバーの話題となったが、振り返るとあれほどの陥没で、幸いにも死傷者がいなかったことの偶然、そして1週間経過後に何事もなかったように埋め戻され、早々復旧したことにびっくりさせられる。地中に埋設された通信・送電線、汚水、排水、ガスなどの流体配管等が複雑に入り組んでいることは誰でも想像できる。

海外の目は、日本の技術力の高さと褒め称えたとか。ですが、弊職の見方はちょっと違う。日本の土木技術や地質調査技術は高いはずで、なぜに地中の空洞化が察知できなかったのだろうと思う？ 小型漁船だって、魚群探知機で魚を追いかける。今では特別な機器ではない。病院なら、肝臓や腎臓の形をみるエコー検査のようなもの。これらの原理は超音波技術の賜物であり、土木の世界でも使われているはず。トンネル工事に絡む・・・が原因と報道されているが、いずれ精度の高い原因報道がなされるのを楽しみにしている。

話は変わるが、あってはならないこのような事故に、**福島第一原発の事故**を思い出す。**2011年3月11日東日本大地震**に伴う津波が、同原発を襲い、炉心冷却サイクルの電源を喪失させた。これにより、炉心内の核燃料を冷却する水が供給されず炉心内の汚染された冷却水が蒸発し高圧、かつ水素を発生。建屋内に漏れ出した水素に引火して爆発し、建屋を破り、大気へ放射能を拡散させた。

露出された核燃料がさらなる核反応で高温となり溶けだし（メルトダウン）、原子炉反応容器の底部鍛鋼部材110mmを簡単に溶かして貫通させた。このことが放射能汚染をさらに拡大させ、その後の廃炉処理を遅らせることに繋がる。津波の高さが10mを超えたが、想定外と原子力設計関係者は言い訳するが・・・

弊職はあってはならない事故なら、想定高さ5.8mは低すぎると思う。もう6年前の事故なのだが、ついこないだの事のように思い出すと心臓がドキドキする。この事故で、大手重電メーカー各社が原子力事業に対する舵取り変更を余儀なくされ、再生エネルギー（風力、太陽光発電）に矛先を変えた。

今、弊社出張工場では、新電力の契約で約5%ほどの電力使用量削減の効果が出ている。一般家庭向では、いろいろな電力事業者が自由化と削減試算をPRしている。某L社は10%削減をコマーシャルしているようだ。

ここでひとこと、**会社で電力削減に日々悩んでいるお父さん方へ、自宅電力の新電力契約はお済でしょうか？** 自宅の電力単価(Kwh)をご存知ですか？ 家庭用では、27円/kwhぐらい払っていますよ。帰宅したら奥方に聞いてみてください。たぶん、電力単価値はすぐさま答えられない奥方が普通ですので、怒らないでください。原発事故以来、すでにH電力社は勝手に20%ぐらい値上げしています。

#### ●広報法務委員

委員長 石本 勝範  
委員 松原 輝和 委員 矢野 伸和  
委員 佐藤 正明 委員 當舎 弘造

#### ●会員動向 平成28年12月25日時点

正会員	54社
賛助会員	21社
合計	75社

#### ●告知板

3月3日(金) ...平成29年度通常総会

#### 編集後記

アメリカの大統領選挙で想定外のトランプ候補が当選して、我が国の株が暴落、暴騰している。これまでグローバル化の中でフローリングに必要な資材を輸入調達しているが、合法伐採木材の対象にフローリングが含まれることになり、輸入時の証明方法も不明のまま、今後の業界活動にどのような影響があるのか見通せない状況です。引き続き林野庁、経産省の動きを丁寧にウオッチしていきたいと思ひます。

